

●消費生活相談事例●



「安易な儲け話に、耳を貸さない、手を出さない!」

大手の証券会社を名乗り「転換社債を買ってくれば数倍の値段で買い取る」と執拗に電話が掛かり「A社の社債を購入できる権利は49人限定で、そのうちの一人に選ばれた」と言う。「A社は業績が良く、将来必ず上場する。買ってくれば、謝金も出す」と業者は言うが不審だ。
(倉敷市 男性)

消費者へのアドバイス

未公開株や社債など金融商品の詐欺的な勧誘による被害が多発しています。高齢者からの相談が多く、「解約したいが業者と連絡が取れなくなった」など、全損になる恐れのある深刻な事例も増えています。勧誘に応じてしまうと、さまざまな名目で巧妙に期待感や不安感をあおられ、最終的には借金をして支払ったというケースもあります。

主な手口を紹介します。販売業者から書類が届いた後に、業者以外の複数の業者が「高値で買い取る」などと購入を働きかける劇場型勧誘、「代わりに買ってくれば謝礼を出す」ともちかける代理購入依頼型、過去に被害にあった消費者に対して「被害を確実に取り戻す」などと契約を迫る被害回復型、公的機関を名乗って安心させて購入を促す公的機関装い型などで警戒が必要です。

金融商品の知識が乏しい高齢者に対し、確信犯的な悪質業者は、「値上がり確実」「絶対にもうかる」などと有利な投資であることを強調して契約を持ちかけます。しかし、リスクがなくて高収益が確実な金融商品は存在しません。

契約する前にまず、販売業者の登録の有無を金融庁ホームページで確認しましょう。次に、どれだけ儲かるかという説明に耳を奪われることなく、どれだけ損をする可能性があるかを繰り返し確認してください。商品の特性を十分に理解した上で、自分の余裕資金の範囲内で契約することが重要です。

契約をせかされたり、口止めをされたり、違約金を払えなどと脅される場合は特に警戒が必要です。支払わず、家族や信頼できる知人、消費生活センターなどに相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加まりました。

27分

「知りたかったけど聞けないお金の話

一般

—金融商品を選ぶ、その前に—

発行：全国銀行協会



銀行が取り扱うリスク商品を中心に、金融商品の基本的な仕組みと留意点を説明した教材。年齢等の異なる3組のタクシーの乗客と金融商品に詳しい架空の人物との会話を通じて、外貨預金・投資信託・個人年金保険それぞれの基本的な仕組みと留意点について、Q&A方式でわかりやすく説明しています。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086)226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/syohi/koho/index.html>